

制度概要

経営力向上関連保証（略称：経営力向上）		
目 的	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。)に定める認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するために必要となる資金を円滑に供給することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>次のいずれかに該当する特定事業者(注)が対象となる。</p> <p>(1)中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するもの。</p> <p>(2)次の①から③のいずれにも該当するもの。</p> <p>①法第17条第1項に規定する経営力向上計画(認定申請日の直前の決算において、次の要件※1を備える者であることの記載があるものに限る。)を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第5項に規定する特定事業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行うもの。</p> <p>ア. 資産超過であること。</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費))が15倍以内であること。</p> <p>②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>(注)本制度における特定事業者は、以下に限られる。</p> <p>①特定事業者であって、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「保険対象中小企業者」という。)に該当するもの。</p> <p>②特定事業者であって、法第22条第1項の規定により保険対象中小企業者とみなされるもの。</p> <p>③産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)附則第9条第2項の規定により特定事業者とみなされるものであって、保険対象中小企業者に該当するもの。</p>	
対 象 資 金	<p>認定経営力向上計画に従って行われる事業資金のうち、次に掲げるものに係る資金とする。</p> <p>①上記保証の対象の(1)の保証対象者であるとして申込する場合 認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金、事業承継等に必要資金又は事業承継等事前調査に必要な資金</p> <p>②上記保証の対象の(2)の保証対象者であるとして申込する場合 認定経営力向上計画に従って行われる事業承継等に必要資金</p> <p>※認定経営力向上計画に基づく資金のみが対象となる。</p>	
保証条件	保証限度額	<p>8億8,000万円以内 (組合等は16億8,000万円以内)</p> <p>普通保証 2億円以内 (組合等は4億円以内)</p> <p>無担保保証 8,000万円以内</p> <p>特別小口保証 2,000万円以内</p> <p>新事業開拓保証 3億円以内 (組合等は6億円以内)</p> <p>海外投資関係保証 3億円以内 (組合等は6億円以内)</p>
	保証期間	<p>運転資金 5年以内 (うち据置 1年以内)</p> <p>設備資金 7年以内 (うち据置 1年以内)</p>
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、上記2.(2)に該当する場合には徴求しない
	貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	基準料率	<p>年0.80%</p> <p>ただし、新事業開拓保証、海外投資関係保証は 年1.15%</p>
	適用料率	<p>①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。</p> <p>②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。</p> <p>ただし、新事業開拓保証、海外投資関係保証に限る。</p>
責 任 共 有	<p>①普通保証、無担保保証、新事業開拓保証、海外投資関係保証は責任共有制度の対象 …金融機関の選択した責任共有制度の方式による。</p> <p>②特別小口保証は責任共有制度の対象外(100%保証)</p>	
申 込 時 類	<p>①認定経営力向上計画及び必要資料</p> <p>②設備資金の場合は、認定申請書に添付した見積書</p> <p>③上記え。(2)に該当する場合は財務要件等確認書</p> <p>④その他保証協会が必要とする書類</p>	
留 意 事 項	<p>①認定を受けた中小企業者のみが対象となる。</p> <p>②経営力向上とは、事業者が、事業活動に有用な知識または技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品または役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行なうことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。</p>	
実 施 日	平成28年7月1日 創設 (令和 4年 8月31日 最終改正)	